
美浦村教育クラウド導入及び運用支援業務
委託事業者選定企画提案競技
実施要領兼仕様書

令和6年5月
美浦村教育委員会



目次

はじめに.....	4
学校の概況.....	5
推進体制.....	5
検討課題について.....	7
【実施要領】.....	8
1 目的・基本方針.....	9
(1) 目的.....	9
(2) 基本方針.....	9
2 事業名と概要.....	11
(1) 事業名.....	11
(2) 調達概要.....	11
3 事業費.....	12
4 契約期間.....	12
5 支払方法.....	12
6 対応窓口.....	13
7 提案手続.....	14
(1) 参加資格要件.....	14
(2) スケジュール.....	16
(3) 一次質問書の提出.....	17
(4) 参加の意思表示.....	17
(5) 二次質問書の提出.....	17
(6) 提案書の提出.....	17
(7) プレゼンテーション及びデモンストレーションの実施.....	19
(8) 美浦村が提供する資料.....	19
(9) 失格事項.....	20
(10) その他.....	20
8 提案仕様.....	21
(1) 提案書記載要領.....	21
(2) 提案にあたっての注意事項.....	21
9 調達範囲.....	23

(1)	前提条件	23
(2)	システム運用方式	23
(3)	調達項目と内容	24
(4)	整備機器及び下限数量	28
10	見積書	28
(1)	見積総括表について	28
(2)	見積内訳書について	29
(3)	金額について	29
11	契約条件等	29
(1)	機密保持について	29
(2)	瑕疵担保責任について	29
(3)	損害賠償について	30
(4)	著作権について	30
(5)	疑義について	30
(6)	その他	30
12	事業者選定と契約	31
(1)	提案内容の選定方法	31
(2)	優先交渉権者	31
13	その他	31

はじめに

近年、AIやビッグデータなどの技術革新が急速に進展し、社会は大きく変化しています。教育分野においても、従来の画一的な教育では対応しきれない、個々の児童生徒に最適化された学びの実現、21世紀型社会に必要な能力の育成、教員の指導力向上、教育格差の是正など、様々な課題が顕在化しています。

例えば、2020年度の全国学力・学習状況調査によると、数学において全国平均到達度が過去最低を記録するなど、学力差の拡大が深刻化しています。また、国際学力調査（PISA）においても、日本は数学的リテラシーや科学的リテラシーで軒並み順位を落としており、国際競争力強化に向けて教育改革が急務となっています。

このような課題を克服し、子どもたちの未来をより豊かなものにするためには、ICTを活用した教育の推進が不可欠です。ICTは、児童生徒1人ひとりの学びを個別に支援し、創造性や問題解決能力などの思考力・判断力を育むことができる有効な手段です。

具体的には、個別最適化学習システムの導入により、それぞれの児童生徒の理解度や興味・関心に合わせた学習コンテンツや教材を提供することができます。また、プログラミング教育を充実させることで、論理的思考力や問題解決能力を育むことができます。さらに、オンライン教材を開発・活用することで、時間や場所にとらわれずに学習することができます。

文部科学省は、2020年から「GIGAスクール構想」を推進し、全国の小学校、中学校、高等学校に高速かつ安定したネットワーク環境と1人1台端末の整備を進めています。美浦村においても、このGIGAスクール構想に積極的に取り組み、児童生徒1人ひとりに端末を配布し、ICT環境の整備を進めてきました。さらに、美浦村教育委員会は、「第2期美浦村教育振興基本計画」に基づき、児童生徒1人ひとりに最適化された学びの実現を目指し、ICTを活用した教育の推進に取り組んでいます。この計画では、ICTを活用した授業の推進や、ICT支援員の配置事業など、様々な取り組みを進めています。

これらの取り組みを通して、美浦村教育委員会は、将来の社会を生き抜く力をつけることができる人材を育成し、子どもたちの未来をより豊かなものにしていくことを目指しています。今後も、ICTを活用した教育の推進に取り組んでいくとともに、より質の高い教育を提供できるよう努めていきます。

学校の概況

学校・所在地（令和6年4月1日時点）

No.	学 校 名	所 在 地
1	美浦村立木原小学校	〒300-0421 茨城県稲敷郡美浦村木原1567
2	美浦村立安中小学校	〒300-0404 茨城県稲敷郡美浦村土浦1979-1
3	美浦村立大谷小学校	〒300-0425 茨城県稲敷郡美浦村興津366
4	美浦村立美浦中学校	〒300-0424 茨城県稲敷郡美浦村受領1432

学校・所在地（令和7年4月1日時点）

No.	学 校 名	所 在 地
1	美浦村立美浦小学校	〒300-0424 茨城県稲敷郡美浦村受領1433-3
2	美浦村立美浦中学校	〒300-0424 茨城県稲敷郡美浦村受領1432

推進体制

教員たちによる「情報教育研究推進委員会」において、「情報活用能力の育成の推進」・「情報教育推進と活用」・「教育イントラネットの構築」について研究し、学校ICT設備の利活用を推進している。また、行政と一体となって利活用を促進するため、学校ICT利活用促進協議会※1を設置し、円滑かつ効率的な推進体制をとっている。

学校ICT利活用促進協議会※1

役 職	職 名	役 割
会長	教育部長	本協議会の総責任者
副会長	村校長会 会長	本協議会の議事運営
幹事	指導主事	各小中学校及び運営委員会の取りまとめ、企画・立案 本協議会の決定事項の推進
会員	各小中学校 校長	所管学校内のネットワーク及びセキュリティ管理者
会員	企画財政課長	村全体のネットワーク及びセキュリティ管理者
庶務	学校教育課	各小中学校の取りまとめ及び行政側との調整

プロジェクトチーム	指導主事	プロジェクトリーダー 本協議会と運営委員会及び情報教育研究推進委員会間の調整
	学校教育課	事務局 各小中学校の取りまとめ及び行政側との調整
	各小中学校 教頭	本協議会の決定事項の学校現場での実行責任者
	各小中学校情報担当教諭	各学校現場の取りまとめ、現場教職員への技術支援
	企画財政課 情報システム係	セキュリティ、ネットワークについて技術的アドバイス

検討課題について

(1) 教育体制の構築方法

・異なる学校間、学校種間の情報共有・連携

学校間の情報共有・連携が適切に行われていないため、学校間、教員間で様々な取り組みにばらつきがある。

現在、教育委員会・学校間で情報共有できる仕組み（ファイル共有）はあるものの、異なる学校間、及び小中学校間等利活用を促進するためには更なる情報共有を推進し、各学校間で連携するために支援が必要であり、解決すべき課題と考えている。

※現在ファイル共有機能で学校・教育委員会間で共有されている情報（例）

- ・ICT 研修会での取組事例
- ・各指導案

※共有できていない情報（例）

- ・ICT 利活用推進に向けた体系的な情報
- ・デジタル教材の利用マニュアル等の情報

(2) 新たな学びに対応した指導方法の充実および指導力の育成方法

・学校種や各教科等に応じた指導方法の確立

学力や応用力を育成するため、少人数指導や指導主事の配置及び小中学校 ICT 研修会を開催し、指導方法の開発や指導力の向上を図っている。特に少人数指導の定着や ICT 環境整備により、習熟度別学習や電子黒板やタブレットを使った新しい授業形態など、授業の形が着実に変わっている。しかし、県の学力テストでは、着実に学力が向上しているものの、学校差・学年差がある。校内における授業の工夫や改善の取り組みについて日常的にコミュニケーションができる体制づくり、学校間の教職員が交流できる仕組みづくりが課題と考える。

・教員の研修体制の構築

教育委員会が主催し、現在実施している独自研修は、プログラミング研修を年1回実施している。しかし、研修だけではなく日常的なコミュニケーションや情報共有が課題と考える。

(3) デジタル教材の利便性の向上方法

・地域内の学校が相互に活用できる教材の提供・利用普及

現在、授業で利用できるデジタル教材の提供はあるが、各教職員で利用頻度にばらつきがあるのが現状である。今後、活用しやすい教材の提供及び活用マニュアル等の作成など利用頻度を拡大させることが課題である。

【実施要領】

1 目的・基本方針

(1) 目的

本調達は、令和7年8月リブレース予定の学校教育クラウドシステムについて、効率化による費用低減を目的として、令和7年4月開校予定の美浦小学校におけるネットワーク構築などと一緒にさせて行う。本システムは「児童・生徒」のために最適な学校ICTの環境を再整備することで、「協働教育」と「学力向上」の実現に資する。また、校務効率化と教職員の省力化そして内部管理経費の軽減を図りつつ、教育サービスの向上に資するものとなるよう、民間の高度な専門知識・技術やノウハウなどを活用した業務実施の提案を得るため、公募型プロポーザル方式により本業務委託の受託事業者を決定するためのものであり、本要領は、美浦村教育クラウド導入事業を実施するにあたり、その構築及び保守並びに運用支援業務の委託事業者を選定するための要件を定めたものである。

(2) 基本方針

整備に向けては、以下の基本方針のもと、令和7年3月までに導入を完了させ、令和7年4月から運用を開始する。

(ア) 安心・安全なシステム

- クラウドによるシステムの導入を行うとともに、シングルサインオンを可能とする認証基盤を用いることでセキュリティの向上を図る。
- 構築に際し、教育サービスに支障をきたすことのないよう安全かつ確実な稼働と教職員の負担軽減を意識したスケジュールを最優先とする。
- 安定動作や使用感に優れ、運用の柔軟性と十分なセキュリティを備えた機器整備を行う。
- 情報資産の完全性、機密性、可用性、各種セキュリティホール対策等の緊急性を維持するための対策（情報安全対策）を講じる。

(イ) 効率的かつ教育効果向上のためのシステム

- 効率化と省力化を図り教育の向上に資するシステムを構築する。
- 現状の課題解決に効果的なシステムと運用を支援する人員の配置をする。
- 資源及び教材等の共有による教育の充実を図る。
- 電子黒板やタブレット端末を活用した協働的学びの向上を可能とする。

(ウ) 経費低減化の実現可能なシステム

- システムのみならず、その運営組織体制等の見直しも実施することで、本村教育における業務の最適化・再構築を図り、内部管理経費の軽減を図る。

-
- 機器等は現在の既設資産及び資源を有効に活用できることとし、システム・機器・ネットワークの個別投資を廃止することによって情報コストの効率化、事務処理コストの削減を図る。

(工) 将来性のあるシステム構築

- 最新の技術によるシステムを導入する。
- 学校 ICT の現状と将来計画を見据えたシステムの構築と十分な運用支援体制を確立する。
- 現状の課題解決に効果的なシステムと運用を支援する人員を配置する。
- 機能追加が容易な総合パッケージを採用する。

- (注) 完全性：情報及び処理の方法の正確さ及び完全である状態を完全防護すること。
機密性：情報に接することが認可されたものだけが接することを確実にすること。
可用性：許可された利用者が必要なときに情報に接することを確実にすること。

2 事業名と概要

(1) 事業名

美浦村教育クラウド導入及び運用支援業務

(2) 調達概要

調達するシステムについては下記のとおりである。

なお、提案にあたっては、以下の資料を参考にされたい。

教育の ICT 化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）

※2年延長となっています。

(https://www.mext.go.jp/content/20230116-mxt_shuukyo01-100003166_002.pdf)

(通知)「学校教育情報化推進計画」の策定について

(https://www.mext.go.jp/a_menu/other/1421443_00003.htm)

(ア) 学校 ICT システム機器の環境整備と保守及び運用支援（既設機器の利用含む。）

※以下、「学校 ICT ハード環境整備業務」という。

- ① 校務用 PC（特定利用者用）
- ② 校務用 PC（教員用）
- ③ 無線 LAN アクセスポイント
- ④ ファイルサーバー
- ⑤ ネットワーク機器
- ⑥ 必要となるアプリケーションおよびライセンス
- ⑦ 環境整備と5年間の運用支援及び環境維持に伴う保守（巡回サービス）
- ⑧ 既設機器の利活用及び不要機器の撤去、処分

(イ) 学校 ICT システムソフトの環境整備と保守及び運用支援

※以下、「学校 ICT ソフト環境整備業務」という。

- ① 授業支援用システムの再構築（クラウド利用）
- ② 校務支援用システムの再構築（クラウド利用）
- ③ 学校 ICT 支援員
- ④ 決済システム
- ⑤ クラウド認証基盤システム
- ⑥ 防犯カメラシステム
- ⑦ 必要となるアプリケーションおよびライセンス

(ウ) 特記事項

本村の取り組みと主旨を十分に理解し、本村、小中学校にとって、最適な環境の構築（機種、数量、配置及び設置箇所等）と効果的な利活用の手法について、具体的な提案をすること。

なお、本要領8項、「(1) 提案書記載要領」の(サ)の記載事項についても本調達に合わせて実施する必要があるため、留意すること。

3 事業費

(1) 上限金額

261,280,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、この金額は予定価格を示すものではない。

(2) 上限金額の対象範囲

この金額は、債務負担設定時に積算した学習者用タブレット端末（970台）の購入価格を含んだ教育クラウド全体にかかる経費である。

(3) 特記事項

学習者用タブレット端末については、茨城県域全体で共同調達することでコスト削減を図るため、本調達内容からは除くことに留意すること。

4 契約期間

契約日の翌日から令和12年3月31日まで（必要に応じて期間延長する場合がある。）
ただし、契約日の翌日から令和7年3月31日までは準備期間（無償）とする。

5 支払方法

受託者は月末締め請求額を、翌月末日までに学校教育課に提出するものとする。

6 対応窓口

業務名	対応窓口	連絡先
美浦村教育クラウド導入及び運用支援業務	美浦村教育委員会 学校教育課 学校 ICT 担当	〒300-0492 茨城県稲敷郡美浦村受領1515 電話番号：029-885-0340 FAX 番号：029-885-4953 e-mail：gakkou☆vill.miho.lg.jp ※☆マークを@に置き換えること

7 提案手続

(1) 参加資格要件

プロポーザルに参加する者は、以下の要件を全て満たすこと。また、業務協力予定者についても、以下の要件のうち(ア)から(エ)を満たしていることを条件とする。

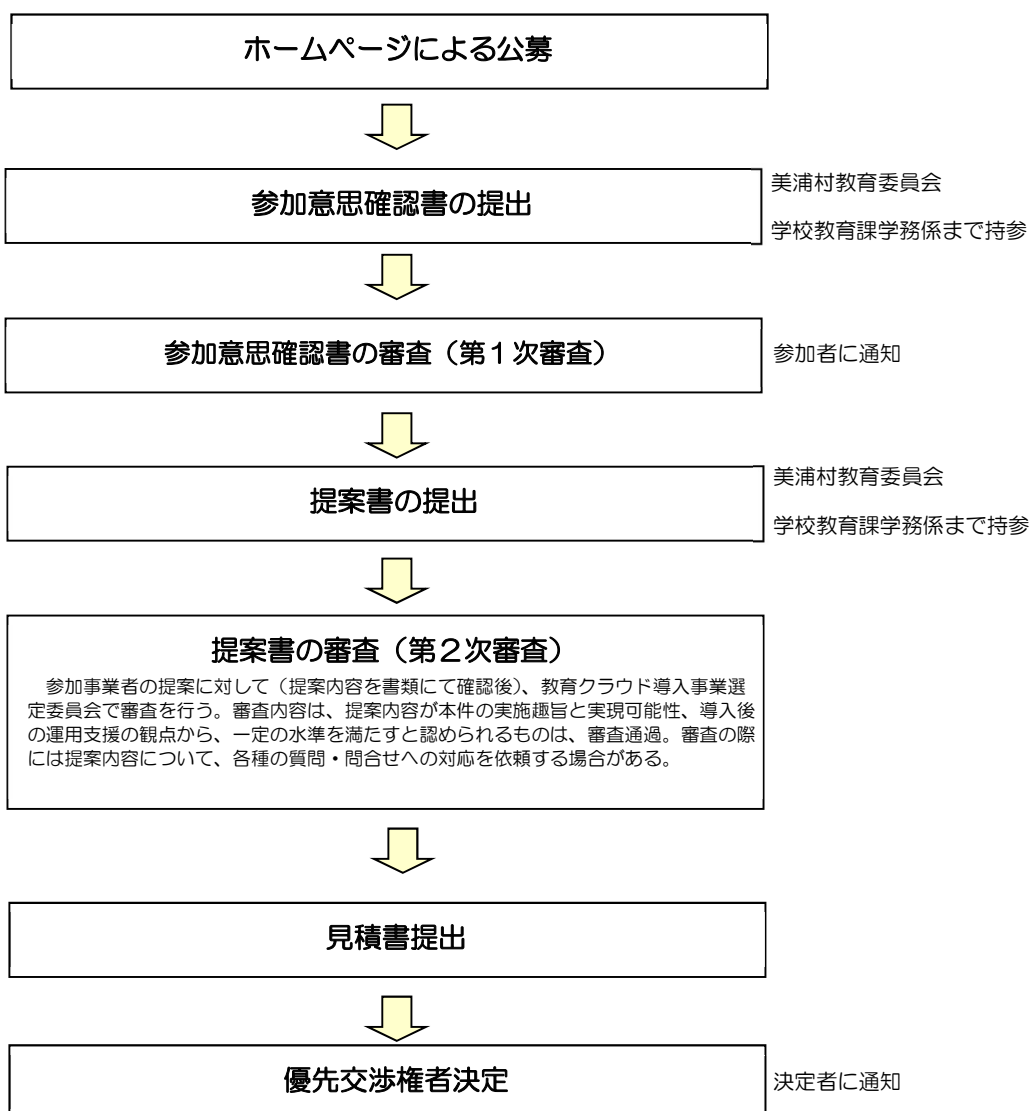
- (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく美浦村の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (ウ) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (エ) 美浦村建設工事等暴力団排除対策措置要綱（平成20年美浦村告示第94号。以下「要綱」という。）別表の措置要件のいずれかに該当したため、要綱第3条第1項及び第2項の規定により競争入札参加資格を有しないとする期間を定められ、その期間内にある者でないこと。
- (オ) 品質管理およびセキュリティ管理の実施、改善等を継続的かつ適切に実施していること。なお、これを証する書類として以下の2つの登録認定証の写しを提出すること。
 - ① ISO9001（品質マネジメントシステム）
 - ② ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム）
- (カ) 令和5・6年度美浦村競争入札参加資格者名簿のうち「物品・役務等」に登録があること。
- (キ) 学校ICTの環境整備は、教育行政サービスに直結するものであり、極めて重要な業務である。さらに、当該学校施設は、避難所及び行政出先施設ということもあり、不測の事態には行政事務サービスも求められること等、様々な問題に直面することが想定される。そのことを考慮し、提案書提出に関する参加資格は、以下全ての実績を有し、本要領記載の要求事項及び内容について確実に達成できる者であること。
 - ① 学校ICTシステム又は、自治体情報システムに関する設計・開発若しくは構築・運用の実績
 - ② サーバー構築・運用の実績（「アカウントの一元管理」と「グループポリシーの設定」等のActive Directory環境の構築）
 - ③ 自治体ネットワークの構築・運用の実績
 - ④ 他社システムからのシステム移行（機器保守移管含む）の実績
- (ク) 営業拠点および保守拠点は役場まで120分以内に駆け付け可能な所在地にあること。かつ、その保守は全ての機器について、自社もしくは資本関係のあるグループ企業あるいは業務協力企業で対応可能なこと。
- (ケ) 整備に伴い、ネットワークの形態が変更になる必要が生じたとき、又は村が必要と認めるときは随時提案し、柔軟な対応ができる者であること。

《美浦村建設工事等暴力団排除対策措置要綱別表》

措置要件
1 有資格者である個人、有資格者の役員又は有資格者の経営に事実上参加している者が、暴力団等であると認められるとき。
2 業務に関し、不正に財産上の利益を得るため又は債務の履行をするために暴力団等を利用したと認められるとき。
3 いかなる名義をもってするを問わず、暴力団等に対して金銭、物品、その他財産上の利益を与えたと認められるとき。
4 有資格者である個人、有資格者の役員又は有資格者の経営に事実上参加している者が、暴力団等と密接な関係若しくは社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
5 暴力団等が所有、経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社との下請契約、原材料等の購入又は産業廃棄物処理施設を利用したと認められるとき。
6 暴力団又は暴力団関係者から不当介入を受けた場合の発注者への報告、警察への届出義務を怠ったと認められるとき。
7 建設工事等に関し、暴力団等の排除に関する美浦村の指示に従わなかったと認められるとき。

(2) スケジュール

No	イベント	日程/期間
1	公募開始	令和6年5月29日(水)
2	参加申込	令和6年5月30日(木)～令和6年6月26日(水)
3	一次質問書の提出締切	令和6年6月14日(金)
4	一次質問書の回答	令和6年6月20日(木)
5	参加資格審査結果の通知	令和6年7月1日(月)
6	二次質問書の提出締切	令和6年7月12日(金)
7	二次質問書の回答	令和6年7月18日(木)
8	提案書の提出期限	令和6年7月29日(月)
9	プレゼンテーション及びデモンストレーションの実施	令和6年8月1日(木)、2日(金)(予定)
10	選定結果の通知	令和6年8月9日(金)(予定)
11	契約前協議	令和6年8月13日(火)～(予定)



(3) 一次質問書の提出

- (ア) 期 限 令和6年6月14日（金）正午必着
- (イ) 部 数 1部
- (ウ) 提出方法 持参のみ
- (エ) 提出先 本要領6項に記載
- (オ) 回 答 令和6年6月20日（木）に参加資格確認書提出者並びに
質問者全員に電子メールで送信する。

(4) 参加の意思表示

参加を希望する場合は、下記により書類を提出すること。

- (ア) 期 限 令和6年6月26日（水）正午必着
- (イ) 部 数 1部
- (ウ) 提出書類 様式1 参加意思確認書、別紙3 実績証明書、
別紙6 委託業者選定企画提案競技参加資格確認資料、
様式3 機密保持誓約書
- (エ) 提出方法 持参のみ
- (オ) 提出先 本要領6項に記載

(5) 二次質問書の提出

- (ア) 期 限 令和6年7月12日（金）正午必着
- (イ) 部 数 1部
- (ウ) 提出方法 持参のみ
- (エ) 提出先 本要領6項に記載
- (オ) 回 答 令和6年7月18日（木）に審査通過者全員に電子メールで送信する。

(6) 提案書の提出

上記の審査通過者のみが下記により提案書を提出することができる。

- (ア) 期 限 令和6年7月29日（月）正午必着
- (イ) 部 数 製本済2部、クリップ止め15部、電子データ1部を提出すること。
なお、この段階では見積書は提出不要。（プレゼンテーション当日に見積合せを
実施する。）
- (ウ) 様 式 図版以外はA4版横書き、使用フォント10.5ポイント以上、
カラー両面印刷、表紙および目次を除き100頁以内。

-
- (工) 提出方法・・・ 持参のみ
 - (才) 提出先・・・ 本要領6項に記載
 - (力) 同時提出書類・・・ 別紙4 業務協力予定書、別紙5 委任状、
別紙7 導入ハードに伴う性能要件書、
別紙8 導入ソフトに伴う機能要件書、別紙9 確約書

(7) プレゼンテーション及びデモンストレーションの実施

プレゼンテーション及びデモンストレーションの実施については、以下のとおり。

- (ア) 実施日時・・・・・・令和6年8月1日（木）、2日（金）（予定）
時間及び時間配分については、決定後、参加者に通知する。
- (イ) 実施場所・・・・・・美浦村立美浦中学校
- (ウ) プレゼン担当・・・・業務主任者（プロジェクトマネージャ）が説明を行うこと。
- (エ) デモ担当・・・・・・ICT支援員業務統括責任者が説明を行うこと。
- (オ) プレゼン資料・・・・事前に提出された提案書（副本）を基にプレゼンテーションを行うこと。
。なお、それ以外の資料の使用及び追加配布等は認めない。
- (カ) デモ内容・・・・・・模擬授業。なお、模擬授業で使用する機材一式は参加者にて準備すること。ただし、電子黒板については中学校に整備されているものを使用すること。

(8) 美浦村が提供する資料

下記のを別紙資料として提供する。なお、資料1から資料4-5については、様式3 機密保持誓約書の提出を受けてから提供する。参加を希望する場合は、下記により書類を提出すること。

- 別紙1 見積書
- 別紙2 質問書
- 別紙3 実績証明書
- 別紙4 業務協力予定書
- 別紙5 委任状
- 別紙6 委託業者選定企画提案競技参加資格確認資料
- 別紙7 導入ハードに伴う性能要件書（「学校 ICT システム」で想定する標準機器、周辺機器台数）
- 別紙8 導入ソフトに伴う機能要件書
- 別紙9 確約書
- 様式1 参加意思確認書
- 様式3 機密保持誓約書
- 様式5 辞退届
- 資料1 児童生徒・教員数及び学級数一覧
- 資料2 学校 ICT システム整備現況一覧
- 資料3 教育クラウド導入事業全体概念図
- 資料4-1 美浦中学校平面図（AP と SW の設置位置、配線を含む）
- 資料4-2 木原小学校平面図
- 資料4-3 安中小学校平面図
- 資料4-4 大谷小学校平面図

（9）失格事項

プロポーザルの参加者が以下の事項のいずれかに該当した場合、プロポーザルを無効とし、失格とする場合がある。

- （ア）提案書等の提出書類の提出方法、提出期限、提出先（受付窓口）に適合しない場合
- （イ）提案書等の提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- （ウ）提案書等の提出書類に虚偽の内容が記載されていると美浦村が認めた場合
- （エ）公告に定める手続き以外にて、提案期間において提案の審査を行う者に接触し、審査結果に影響を与える工作などの不正行為があったと美浦村が認めた場合

（10）その他

- （ア）提案書の作成、プレゼンテーション及びデモンストレーション等に要する一切の経費は参加者の負担とする。
- （イ）提出された提案書等の提出書類及び電子媒体については、返却しない。
- （ウ）提出された提案書等に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。
- （エ）提出された提案書等について、参加者に無断で、提案書の審査及び選定以外の目的に使用しない。ただし、選定作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
- （オ）提出された提案書等について、美浦村情報公開条例（平成13年美浦村条例第2号）の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合がある。
- （カ）提出期限後における提案書等の差替え及び再提出は認めない。
- （キ）資料閲覧及び配布した提供資料等について、外部への公表、他言、使用を一切行わないこと。
- （ク）提案を辞退する場合は、令和6年7月29日（月）までに、様式5 辞退届を本要領6項に示す対応窓口を持参にて提出すること。また、辞退届とあわせて提供資料（提供物の複製物を含む。）を全て返却すること。なお、参加の辞退は何ら不利益を伴わない。
- （ケ）提案書の審査終了後、参加者宛に審査結果を通知する。審査内容についての質問は一切受け付けない。結果通知方法についてはおって連絡する。
- （コ）参加者が1者の場合でも、全ての手続きを行うものとする。（プレゼンテーション及びデモンストレーションを含む。）

8 提案仕様

(1) 提案書記載要領

本業務で提案を求める内容については以下のとおり。なお、提案書は以下の区分ごとに章立て、その順序どおりに記述すること。

- (ア) 会社概要
- (イ) 提案する業務区分と内容
- (ウ) 提案のポイント
- (エ) 提案システムの概要（受託事業の全体計画及び実施体制について）
- (オ) ハードウェアについて
- (カ) ソフトウェアについて
- (キ) ICT支援員について
- (ク) ネットワークについて
- (ケ) 運用・保守について
- (コ) 教育・研修について
- (サ) その他提案
- (シ) 納入物・成果物について

(2) 提案にあたっての注意事項

(ア) 会社概要について

提案書には、以下の項目を記載すること。

- ① 社名
- ② 本社の所在地
- ③ 設立年月
- ④ 資本金
- ⑤ 会社の履歴
- ⑥ 主要事業
- ⑦ 従業員数
- ⑧ 営業拠点・サービス拠点
- ⑨ 品質・セキュリティに関する評価機関からの認定

(イ) その他提案について

「(サ)その他提案」がある場合については、別綴りにて、見積書を添えて提出することを必須とする。

(ウ) 納入物・成果物について

本業務における納入物・成果物を一覧で示すこと。なお、納入物・成果物については、後々の運用・保守、会計検査などを考慮すること。

(エ) その他

本事業では、事業終了後も協議会の開催や各種報告書の提出が必要となるため、それらを見越した提案を行うこと。また、本事業には、ICT 支援員及び保守員のサポート内容が重要である。そのため、そのサポート内容及び回数については、具体的に記述することとし、本整備環境において成果を上げるための実現手法についても年次計画等を作成し、具体的に提案すること。

9 調達範囲

調達の範囲は以下のとおりとする。

導入機器については、別に記載の要件及び「資料 1 児童及び学級数一覧」を参照の上、本事業の目的を達成させるために必要な機種及び数量ともに最適な提案をすることとする。

ソフトウェアについては、本事業の目的を達成させるために必要なものを提案者が最適な提案をすることとする。

(1) 前提条件

- (ア) 学校教育業務で使用する学校 ICT システムの構築で、本要領に示した全てについて、要件を満たすこと。
- (イ) 事業期間内の年度更新時の教職員や児童生徒等の異動に伴うメンテナンス作業、軽微な機能カスタマイズ、最新技術のサービス提供を受けることを前提とする。
- (ウ) 10Gbps のインターネット回線を美浦小学校のラック内に収容する。学校間のネットワーク接続は、既設の光ケーブルを用いて行うこととし、回線料金は村が負担するが、設定変更又は新規、追加に伴う費用は受託者の負担とする。
- (エ) 校務用 PC（教員用）が利用する Active Directory 及び校務使用のファイル共有機能については、本調達に含まれるファイルサーバーで機能提供すること。校務用 PC（特定利用者用）については、Active Directory 及び校務使用のファイル共有機能については、本村既設の機能を利用すること。
- (オ) システム構築に係るハード・ソフト含めた初期導入とシステムの運用・保守及び通常のバージョンアップを行うこと。（カスタマイズ、バージョンアップについては、各々取り扱いが異なると思われるので、提案書にはその基本的考えを示すこと。）

特記事項

本事業に伴い、本村教育委員会担当者が必要と判断し、指示した打ち合わせ、実施作業については、全面的に協力すること。なお、その内容について条件がある場合においては、その条件、金額等についてあらかじめ、提案時に提示すること。

(2) システム運用方式

運用方式は、障害対応やシステム改修を除き、学校 ICT 支援員のサポートにより、教職員が運用することを基本とする

(3) 調達項目と内容

共通項目

- 機器の調達と構築

整備業務詳細は以下の表記載の通りであるが、別紙7および別紙8の要件を全て満たすこと

- 保守と運用管理

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの期間において対応すること

各種説明会及び研修会の計画と実施

定例会の実施を取りまとめるプロジェクト管理

- 図書の作成

設定項目をまとめた図書、セキュリティ手順書、運用マニュアルなどの作成

区分	項目	内容
学校ICTハード環境整備業務	1 校務用 PC (特定利用者用)	<ul style="list-style-type: none"> • 特定利用者(校長・教頭・教務主任・養護・事務)の校務用パソコン機器(周辺機器含む。)の調達と設置及び設定、保守管理。 • 最適な機種及び数量の提案をすること。
	2 校務用 PC (教員用)	<ul style="list-style-type: none"> • 教員の校務用パソコン機器(周辺機器含む。)の調達と設置及び設定、保守管理。 • 最適な機種及び数量の提案をすること。
	3 無線 LAN アクセスポイント	<ul style="list-style-type: none"> • 無線 LAN アクセスポイントの調達と設置及び設定、保守管理。 • 最適な機種及び設置個所と数量の提案をすること。
	4 ファイルサーバー	<ul style="list-style-type: none"> • ファイルサーバーの調達と設置及び設定、保守管理。 • 導入した NW 機器の死活監視を行い、異常発生時に通知する仕組みを構築すること。 • 最適な機種及び構成と数量の提案をすること。
	5 NW 機器 (ルータ)	<ul style="list-style-type: none"> • インターネット接続ルータの調達と設置及び設定、保守管理。 • 最適な機種と数量の提案をすること。
	6 NW機器 (スイッチ)	<ul style="list-style-type: none"> • スイッチの調達と設置及び設定、保守管理。 • 用途に応じ6種に分け、最適な機種と数量の提案をすること。
	7	上記1から6に必要なアプリケーションソフト及びライセンス等。

区分	項目	内容
学校ICTハード環境整備業務	8	<p>機器の設置・設定・工事などについて</p> <p>(ア) 設定情報については、担当者の指示に従い設定を行うこと。不備があった場合は直ちに正常な状態に設定すること。</p> <p>(イ) PC は本村教育委員会が指定するソフトをインストールし設置すること。また、動作検証を行うこと。</p> <p>(ウ) PC は本村教育委員会が指定するプリンタから出力ができるように設定すること。</p> <p>(エ) 各機器には本村教育委員会が指示する管理シールを作成して貼付すること。</p> <p>(オ) 既存の電子黒板（機種名：BiGPad）49台について、本村教育委員会の指示に従い村内施設への設置・移設等を行うこと。</p> <p>(カ) 更新対象とする機器の廃棄などを行うこと。廃棄などで本村から持ち出す場合はデータ消去など担当者の指示に従い、セキュリティに関する安全措置を行うこと。</p>

区分	項目	内容
学校ICTソフト環境整備業務	1	<p>授業支援用システム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業において整備するICT環境下で、1クラス（40人程度）において支障無く、電子黒板と連携した授業が行えること。 ・令和7年8月31日までは現行システムを利用できるようにすること。 ・令和7年9月1日から令和12年3月31日までは次期システムを利用できるようにすること。 ・操作性、機能性において簡便な方法で使用することができること。 ・クラウド型のサービスでありG suite、Azure ADのアカウント認証でシングルサインオンに対応していること。
	2	<p>校務支援用システム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学籍系・成績系・保健系・グループウェアが1つで対応できる統合型校務支援システムであること。 ・クラウド型のサービスであり SAML 認証に対応していること。

区分	項目		内容
学校ICTソフト環境整備業務	3	学校 ICT 支援員	<p>支援員は1校あたり年間60日（1か月5日）以上の支援をすることとし、導入初期・運用安定期・自立移行期を想定し、段階に応じた業務を行うこと（1日あたり7時間以上支援すること。）。</p> <p>授業前支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 授業で使用する機器の準備や動作確認を行うこと。 授業でのICT機器の使用場面の打ち合わせを教員と行うこと。 <p>授業中支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ICT機器の操作の補助や、授業の流れに応じた機器の操作を行うこと。 機器の操作に戸惑っている児童・生徒がいないか確認し、操作を支援すること。 <p>授業後支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 教員に対して、機器やアプリケーションの利用方法や使用上の留意事項を説明するための研修会を実施すること。 発生した不具合や活用事例について日報等に取りまとめること。

区分	項目		内容
学校ICTソフト環境整備業務	4	決済代行システム	<ul style="list-style-type: none"> ・クラウド型のサービスであること。 ・LGWANを介して提供可能であること。 ・給食費だけでなく、教材費やPTA会費等の学校徴収金もまとめて徴収が可能なこと。
	5	クラウド認証基盤システム	<ul style="list-style-type: none"> ・各種クラウドシステムへのシングルサインオンが可能なこと ・証明書による多要素認証が可能であること。 ・将来的に持ち帰り学習可能な環境を構築すること。 ・SAML認証に対応していること。
	6	防犯カメラシステム	<ul style="list-style-type: none"> ・美浦中学校職員室、美浦小学校職員室から映像を閲覧可能な環境を構築すること。 ・最適な機種及び設置個所と数量の提案をすること。
	7	アプリケーションおよびライセンス	上記1から6に必要なアプリケーションソフト及びライセンス等。

(4) 整備機器及び下限数量

整備機器と数量については、「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画(2018~2022年度)」と「資料1 児童及び学級数一覧」を参照し、最適な数量を提案すること。

ただし、下表の数量を下限とすること。

用途	数量
校務用PC(特定利用者用)	10台
校務用PC(教員用)	65台
無線LANアクセスポイント	64台
OVS-ES(Ms Office365、Skype) デバイス CAL付	5年
JL-Education 一太郎 Pro 5	77式
一太郎 Pro 5 インストールメディア(DVD)	1式
i-FILTER@Cloud GIGA スクール版 更新 60ヶ月	1045式
非接触ICカード R/W PaSoRi RC-S300	10式
ファイルサーバー	1式
NW機器(ルータ)	1台
NW機器(スイッチ) タイプA(PoE非対応 8Port)	1台
NW機器(スイッチ) タイプB(PoE非対応 24Port)	4台
NW機器(スイッチ) タイプC(PoE非対応 24Port 10G対応)	3台
NW機器(スイッチ) タイプD(PoE対応 8Port)	6台
NW機器(スイッチ) タイプE(PoE対応 16Port)	1台
NW機器(スイッチ) タイプF(PoE対応 24Port)	4台
防犯カメラ	9台

10 見積書

見積書には、提案システムの導入、60ヶ月間(令和7年4月1日から令和12年3月31日)の運用支援(機器保守を含む。)にかかる費用について記述すること。なお、見積書の他に見積総括表及び見積内訳書を作成すること。この作成にあたって、下記の点に留意すること。

(1) 見積総括表について

見積総括表は任意様式とするが、本要領8項(1)を参照し、項目ごとに分類して作成すること。また、定価と提供価格の両方の金額を記載すること。オープン価格等の理由により、定価のないものについては、市場価格等の一般的な流通価格を記入すること。

(2) 見積内訳書について

見積内訳書も任意様式とするが、見積総括表と同様に標準価格と提供価格の両方の金額を記載すること。オープン価格等の理由により、定価のないものについては、市場価格等の一般的な流通価格を記入すること。また、見積総括表の各項目との対応がわかるよう作成すること。

(3) 金額について

単位は日本円とし、全て税込で表示すること。

※見積総括表及び、見積内訳書提出にあたっての注意事項

見積書に同封し紙媒体及び電子媒体を提出すること。

1.1 契約条件等

(1) 機密保持について

本業務の構築にあたり、知り得た個人情報を含む一切のデータ・情報を外部に遺漏しないことその他、美浦村個人情報保護法施行条例（令和5年美浦村条例第1号）や美浦村情報セキュリティポリシー等個人情報保護関連法のコンプライアンスを確保すること。

作業を通じて知り得た美浦村に関する情報をいかなる理由があっても、他に漏らしてはならない。また、作業を通じて知り得た美浦村に関する情報について、これを無断で複製又は無断使用してはならない。

なお、美浦村より貸与された資料およびファイリングされた電子データの保管について、紛失・流出することのないよう万全の対策を講じること。本内容については、契約期間終了後、又は契約解除後においても同様とする。

(2) 瑕疵担保責任について

本業務で構築したものと、提案書等との不一致、又は不具合が検収完了後に発見された場合は、無償で是正処置を行うこととする。

なお、瑕疵担保期間は、検収完了後1か年とする。ただし、故意、又は個人情報に関わる瑕疵については5か年とする。

(3) 損害賠償について

本業務に係る全ての作業において、作業中に生じた諸事故および損失については、全責任を負うものとする。また、被害者から損害賠償の請求が発生した場合は、その負担を負うものとする。

(4) 著作権について

本業務に係る成果物の著作権は美浦村に帰属するものとする。

(5) 疑義について

本業務の構築中に生じた疑義については、自身の判断で行うことなく、役場担当者と協議し、その指示に基づき作業を実施すること。

(6) その他

本業務に伴う各種申請等について、構築中および運用後においても、その事務処理上、村が必要と認めるものについては全面的に協力すること。

12 事業者選定と契約

(1) 提案内容の選定方法

参加事業者の提出する提案書及び見積書に対して、選考委員会にて総合的な評価のもと優先交渉権者として選定する。また次点交渉権者もあわせて選定する。

なお、提案に伴い、プレゼンテーションの実施や各種の質問・問合せへの対応を依頼する場合がある。

評価対象及び配点は以下のとおりとする。ただし、提案の内容により加点する場合があるので、必ずしも下記に一致するとは限らない。

区分	評価対象	配点
技術点	提案書	500点
	プレゼンテーション	50点
	デモンストレーション	50点
価格点	見積額	400点

(2) 優先交渉権者

選定された優先交渉権者は、契約に向けて金額・品質・スケジュール等、提案内容について詳細に協議し、本村の決定を受けることにより受託者となる。なお、プロポーザル方式の性質上、企画提案の内容をもって契約するとは限らない。

また、上記決定者と協議が整わない場合は、次点者と協議を行うことがある。

13 その他

本業務に変更が生じた場合には美浦村公式ホームページ上で告知する。

